# 平成26年度「キャリア教育・就労支援等の充実事業」成果報告書

#### I 概要

## 1 モデル地域の概要

①モデル地域の種類 ※Ⅰ型、Ⅲ型のいずれかに○を付してください。

I型(連携型:特別支援学校高等部及び高等学校の連携)

○ Ⅱ型 (単独型:特別支援学校高等部のみ)

Ⅲ型(単独型:高等学校のみ)

# ②自校の一覧

設置者	学校種	課程又は障害種	学校名(ふりがなを付すこと)
国立大学法人	特別支援学校	肢体不自由	筑波大学附属桐が拄特別支援学校
筑波大学			

#### 2 研究課題

肢体不自由児のキャリア発達を促すための指導方法、障害特性を踏まえた就労支援方法の 開発に係る実践研究

#### 3 研究の概要

肢体不自由児一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な能力と態度を身につけながら望ましいキャリア発達を遂げるには、肢体不自由が起因する障害特性(運動・動作、感覚や認知の特性、経験・体験の不足)、並びに、随伴する他の障害や発達のアンバランス等の課題を踏まえた中長期的なキャリア教育と就労支援を展開する必要がある。ついては、小学部、中学部、高等部における系統的・連続的な指導の在り方を明確にするとともに、肢体不自由児(者)の就労上の課題である、移動の負担・介助を要する等を踏まえた、多様な形態での社会参加を可能とするための支援が不可欠と考える。そこで、これらについて検証するため、次の3点に焦点を当て、実践研究を実施した。

- (1)12年間の指導モデルを検討するため、自校を例にアンケート調査を実施し、指導の重点項目抽出を行うとともに、キャリア発達の下支えとなる各教科等における基礎的・基本的な知識・技能について、その着実な習得に要する指導の検討を授業研究等から検証した。
- (2)多様な就労形態による社会参加への支援を検討するため、通勤による職場実習(以下、通勤実習)、ICT機器を活用した在宅による遠隔職場実習(以下、在宅実習)を実施し、課題等を検討した。また、職業能力と基礎的・汎用的能力の2観点から、2つの就労形態について実習生の評価を行った。
- (3)雇用先,当事者,各種制度の専門家を招いて研修を行うとともに,キャリア教育や障害者雇用の先進地域・企業・学校を訪問して情報交換等を行い,肢体不自由児(者)の社会参加に関する展望と課題を探った。また,肢体不自由教育の有識者を招いて,研究の

進捗状況について指導を受けるとともに、特別支援教育に関する研究会等で肢体不自由 児のキャリア教育・就労支援に関する発表を行い、本研究に必要な情報収集を行った。

### 4 研究の成果

- (1)アンケート調査から、児童生徒が着実に身につけている項目は、決まりやルールを守ること等であり、これに対し、状況判断力や計画性をもって行動する等は重点化した指導が必要とされた。また、授業研究等から、肢体不自由が起因する障害特性等がもたらす学習上の困難と、教科の目標及び内容の系統性の双方をふまえ、自ら考え・自ら学ぶための思考力を育むことの重要性が示された。
- (2)在宅実習について、その特徴と、それを踏まえた目標設定、事前指導の概要、指導体制について、検討することができた。また、在宅実習は、オフィスと離れていることから、コミュニケーション力と作業を完結させる力が基本能力として必須であることがわかった。また、職業能力と基礎的・汎用的能力の2 観点から、2 つの就労形態について実習生の評価を行った。その結果、基礎的・汎用的能力の観点から見た場合、双方において、状況判断する力と問題の原因を考える力に課題があることを確認した。
- (3)研修からは、制度の有効な利用を在学中から指導できるよう、学校も十分に把握して各機関等と連携して制度の存在と用途を学ばせる必要があることを理解した。また、雇用促進の流れから、在宅就労をはじめ、柔軟な働き方があることを把握した。このほか、有識者による指導からは、キャリア教育の視点に基づく学校の教育活動全体における指導について、各授業の果たすべき役割を明確にする必要性についておさえた。なお、研究会等では、職場実習の評価状況をとりあげ、移動や介助面の理解と、客観的に物事をみることや状況判断する力の育成を、肢体不自由児の社会参加の課題としておさえ、特に、学校の教育活動全体において、重点的に指導を行う必要があることを確認した。

# 5 課題と今後の方策

- (1)肢体不自由児の障害特性等を踏まえ、学校の教育活動全体の指導において、自ら考え、自ら学ぶために要する思考力を育むための指導内容を検討する。
- (2)児童生徒自身が、自らを取り巻く環境や、自らの課題を理解し、主体的に学ぶ必要がある。そこで、社会生活を自ら営むために必要な制度・サービス、様々な働き方について具体的に学ぶことができる指導内容を設定する必要がある。その際、働くことを通じて社会に貢献することの意義について、自ら思考できる、自己有用感をもたせるような指導が重要である。そこで、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動はもとより、肢体不自由児の障害特性を踏まえた指導の方略を構築できる学校設定教科の開発等に挑む必要がある。また、この取り組みの過程や成果・課題を、全国の特別支援学校(肢体不自由)等へ積極的に発信することにより、精緻化を図り、肢体不自由児への指導に広く用いることができるものとすることをめざす。
- (3)在宅実習を例に、これまでない多様な働き方について、その特性を把握し、一人一人の障害の状態や程度等に応じた指導の方針を明確にする必要がある。まずは、移動と介助の負担が少なく、時間をフレキシブルに扱える等、在宅就労のよさを手がかりに、肢体

不自由児の職域開拓について検討する。また,多様な形での社会参加を果たすためには, 地域・学校・雇用先の有効な連携,ネットワーク作りのモデル例を構築する必要がある。